

ホップズ道徳論における責務の問題

—コモンウェルス設立のための信約についての考察から—

敷本沙織

はじめに

トマス・ホップズ⁽¹⁾は、いわゆる社会契約論を展開したとして知られる思想家である。彼は、いかにして人間が自然状態からコモンウェルスを設立し、それを平和裏に維持するかについて、独自の理論を展開した哲学者であった。こうした彼の思想にみられる全体的な論調から、彼の社会契約論は主に政治学の分野においてよく研究されてきた。しかしながら、『リヴァイアサン』第一部にみられるような道徳概念を軸として、ホップズの道徳論を考察・評価しようとする試みが、海外のホップズ研究において非常にさかんに行われてきたことは注目に値する事実であろう。

こうした論争のひとつ的原因は、ホップズのテキストには複数の責務概念があらわれているということが挙げられるだろう。こうしたたほしきの責務研究ではある論争があり、その嚆矢となつたのは、後述するA・E・ティラーの論稿[1938]であつた。ティラーは、「責務(obligation)」概念からホップズ道徳論を再構成してみせた。この試みはその後の研究にも引き継がれ、責務概念に着目する研究は、ホップズ道徳論研究のひとつ主流となつてゐる。たとえば、もつともよく知られたホップズ解釈において、責務概念は利己主義的に解釈されるが、この解釈に依拠すると、ホップズは利己主義の道徳哲学者として描かれる事になる。⁽²⁾一方で、責務の拘束力を神的權威によつて担保しようとすることで、ある種の義務論的な解釈を試みる論者もいる。⁽³⁾

すりとが、本稿の目的である。

そりや、ホップズの主著『リヴァイアサン』における責務理論の構造を検討する」とかの本稿は始めよう。⁽⁴⁾ ホップズの最終的な目的は、『リヴァイアサン』最終章「総括と結論」において宣明せざるるよう、主権者の命令（市民法と同義）（Lev. 2. 26. p. 183）くら、臣民の服従の責務を根拠でけむ」とである（Lev. 4. A Review and Conclusion, p. 484, p. 491）。そして、この服従の責務は、市民法に先行する責務に依拠しているとホップズは述べる（Lev. 2. 26. p. 183）。市民法は、コモンウェルスの設立なしには存在しえないのでかい、こじでこう、市民法に先行する責務とは、コモンウェルス設立のために締結される信約（covenant. 契約の一種）を遵守するふうの責務のことである。

よひて、コモンウェルス設立のための信約履行の責務こそが、ホップズの社会契約論を根底で支えているといえる。こうした前提のもと、本稿ではコモンウェルス設立のための信約履行の責務に議論を限定し、以下のように考察を進める。まず第一章では、自然状態と信約履行の責務について考察する。そりでは、二種類の自然状態を区別しなければならないこと、そして信約履行の責務についてのホップズの主張を確認する。第二章では、責務についてのホップズの考え方、すなわち信約履行の責務の源泉と、なぜ責務は守られねばならないか、という責務の正当化について、ホップズの主張を検討したい。こうした考察から、従来の先行研究を整理し、その不十分な点を明らかにする」といふ、ホップズ道德論の新しい解釈への糸口を見出

一 コモンウェルスを設立する信約

本章では、責務について本格的に考察する準備として、議論の範囲を限定したい。そのため、1では自然状態を二種類に分類して考察せねばならないことを確認し、2では信約と責務についてのホップズの主張を簡潔にまとめた。

1 信約締結の舞台としての自然状態

信約についての議論に入る前には、信約締結の舞台について確認しておかねばならない。コモンウェルスの設立の信約が締結されるのは、自然状態においてであることは当然である。また、周知の通り、ホップズがコモンウェルスを「設立によるコモンウェルス」と「獲得によるコモンウェルス」に分類している（Lev. 2. 17. p. 121）。これらのコモンウェルスも、臣民（となるぐれ人間）の信約によって創設されることは変わらないが、こじで指摘しておかねばならないのは、このコモンウェルスの分類にしたがって、自然状態も二種類に分類することができるという点である。この二種類の自然状態の相違について、これまであまり注意が向けられるとはなかつたが、信約の締結者が、(A)「設立によるコモンウェルス」と至る自然状態に置かれているか、(B)「獲得によるコモンウェルス」と至る自然状

態に置かれているかによって、信約履行の責務についての議論は大きく変わることになる。

(A)の自然状態から見て、この自然状態においては、どんなに強く賢い人間であっても、「ほんの小さな力」によって生命を奪われるという点において、各人は平等である (Lev. 1. 13. pp. 89-7)。この平等から「目的を獲得することにおける希望の平等」が生じ、人々は互いに競争し、相手を屈服させようとし、自身もつねに他者による略奪の危険にさらされる。ここから、「不信 (distrust)」が生じ、この不信から戦争状態が生じる。この戦争状態は、「実際の戦闘」ではなく「つねに反対の状態〔平和〕への保障がない間の、「戦闘への」傾向性」のことである (Lev. 1. 13. pp. 87-9)。したがって、自然状態において一般に、人々は平等であり、相互不信に陥っているものの、実際の戦闘は勃発していない。「力の不平等は〔実際の〕戦闘によつてしか判明しないので」 (Lev. 1. 14. p. 99)、この状況にいる人々は相互不信・平等な状態にとどまるところとなる。

次に(B)「獲得によるコモンウェルス」へと至る自然状態について見ておこう。上に述べたように、一般的な自然状態は実際の戦闘状態ではないが、(B)は実際の戦闘が勃発した場合の自然状態であるといえ (Lev. 1. 14. pp. 97-8)。実際の戦闘の結果生じるのは、勝者と敗者の「力の不平等」であるといふ (Lev. 1. 14. p. 99)。この事例として、「戦争の捕虜」の事例を見てみよう。ここでは、「戦争の捕虜たちは、彼らが身代金の支払い

を信頼されている (trusted) ならば、それを支払うよう義務つけられる」という (Lev. 1. 14. p. 98)。ここから、力における不平等が明るみに出た者同士の間には、勝敗によって信頼が成立しているということがわかる。信頼が成立する理由は、敗者が勝者からすでに「生命という利得を受け取っている」ためである (Lev. 1. 14. pp. 97-8)。勝者は敗者の生殺与奪権を握つて、勝者にとっては敗者が生命の代金を支払うことは当然なのである。したがって、この状況にある人々の間には、不平等ゆえの信頼関係が築かれている。

このうち、本稿での議論にとって重要なのは、(A)の自然状態である。というのも、ホップズのコモンウェルス論においては「設立によるコモンウェルス」の方が、「獲得によるコモンウェルス」よりも基本的なものと考えられているからである。⁽⁶⁾ さらに、(A)は相互不信の状態であるために、信約をとりまく条件としてはより厳しいと考えられるので、議論の厳格さのためにも(A)を出发点とする」とに問題はないといえる。以下では、「自然状態」という言葉で(A)の自然状態を意味することにする。

2 信約履行の責務

次に、信約とその履行の責務について確認しておく。信約とは、契約の一種である。ホップズによれば契約とは、「権利の相互譲渡」であり、そのうち「契約者の一方が、自分の側では契約されたものを引き渡し、相手の履行をある一定の時間のの

やまだ放任し、その時間の間は信頼しておく」ところ契約、もしくは「契約の両方の側が、現在契約して、のやう履行する」という契約が「信約」と呼ばれるものである (Lev. 1. 14. p. 94)。

ホップズによれば、締結された信約には、履行の責務がともなう。

そしてある人がどちらか「権利を放棄するか、特定の誰かに譲渡するか」のやり方で権利を捨てたり、譲渡したりするとき〔＝信約を締結するとき〕、その人はその権利が譲渡、放棄された〔相手の〕人を、権利がもたらす利益から妨害しないように責務を課される、もしくは拘束されると言われる (Lev. 1. 14. pp. 92-3)。

先行研究上問題とされているのは、信約履行の責務の源泉は何かという問題と、その責務はいかに正当化されているのかといふ問題のふたつである。以下、順に考察していくことにしよう。

1 源泉

この引用は、「責務」と題された節からのものである。この部分は、ホップズが責務概念を定義している箇所と考えられてきた。ここでは「責務を課される」と受動態が用いられているが、上記で確認した通り、自然状態とは平等かつ相互不信の状態であるのだから、信約締結者以外の他者がその責務を課しているわけではないことに注意しておきたい。このいふは、次のように箇所でもホップズによって表明されている。

われわれの責務も自由も、われわれの服従行為に存する。

……その人自身の行為から生じないような責務は、何人に課せられぬことはない (there being no Obligation on any man, which arises not from some Act of his own) (Lev. 2. 21. p. 150)。

研究者によって支持されている（これを第一の可能性と呼ぶ⁽⁸⁾）。一方、先行研究において多数を占めるのは、理性の指図としての自然法が、責務の源泉であるという見解である（これを第二の可能性と呼ぶ⁽⁹⁾）。

次に、「その人自身の行為から生じないような責務は、何人に課される」とはなし」という上記でも引用したホップズ自身の言葉から、信約履行の責務の源泉は、自身の信約締結そのものであるという可能性がある。これは、先行研究ではB・バーーとD・カーティエなどが支持している可能性である（以下、第三の可能性とする⁽¹⁰⁾）。これ以外の可能性、たとえば、信約を履行しないことで他者から何らかのサンクションを加えられるがゆえに、信約履行が責務となるという、われわれにとっていく常識的な可能性はホップズの自然状態では通用しない。というのも、自然状態においてわれわれは「平等」であり「相互に不信」を抱き合っているのだから、責務を生み出しうるほどの他人によるサンクションなどありえないからである。こうして、ホップズのテキストからは、以上三つの可能性を抽出することことができた。では、それぞれを検討しよう。

まず第一の可能性は、以下のようないくつかの理由から採用しがたい。⁽¹¹⁾ 自然法が神の法であるならば、それが神の命令であるがゆえに法的性格をそなえ（Lev. 1. 15, p. 111）、人間を拘束するに足るものとなる。しかし、神の法に拘束されるためには、神の法＝言葉を知つておかねばならぬが（Lev. 2. 31, p. 246）、自然状

態において人間は、神の言葉を知ることはできない。というのも、われわれは「神の代理人」なしに、神の意向を知ることができない（Lev. 1. 14, p. 97）、「神の代理人」とは自然状態には存在しない者、つまり主権者であるからである（Lev. 2. 18, p. 122）。よって、神の法としての自然法は、自然状態において責務の源泉足りえないと。

では、第二の可能性（自然法＝世俗的な理性の指図）はどうか。この場合、神の法とは異なり、自然法の義務だけの力はその法的性質ではなく（Lev. 1. 15, p. 111）、血肉保存を根本原理として人間を拘束するものとされね（Lev. 1. 14, p. 91）。ところが、理性の指図は「安全保障（Security）」がある「すなわち他の人もまた自然法に従ふ」との確証があるという条件下でのみ、拘束力をを持つ（Lev. 1. 15, p. 110）。そして、そのような安全保障を確立することができるのは、ヨモソウエルスのみである（Lev. 2. 17, pp. 117-8）。以上より、自然法は、それがどのようなものであれ、自然状態においては責務の源泉足りえないといふことがわかる。

すると、信約の締結行為そのものが信約履行の責務の源泉である、という第三の可能性が残された。この可能性は、「その人自身の行為から生じないような責務は、何人にも課されることはない」（Lev. 2. 21, p. 150）というテキストに根拠を持つている。この否定形表現を書き換えると、「その人自身の行為が、その人に責務を課す」ということになるだろう。この第三の可

能性は、第一、第二のもののように、ホップズの自然状態に関する前提によって否定されはしない。よって、第三の可能性は、ホップズのテキストにもつともよく合致しうるといえる。

しかしながら、この可能性に従うと、次の点が問題となる。それは、なぜ信約を履行しなければならないのか、という正当化の問題である。自然法が源泉であるならば、自然法が信約履行を命じるから、という（循環しているが）明快な答えですむだろう。しかしながら第三の可能性を採用すると、この正当化の問題と真剣に向き合わねばならないことになる。

2 自己利益への訴えによる正当化

なぜ、信約履行の責務を守らねばならないのか。この問いに對して、テキストから可能な限り読み取ることのできる、ホップズの回答を描き出してみよう。

ここで、テキストの読解に際して注意すべき」とがある。信約というのは契約の一種であるということで、いわゆる約束と同じものとして考えられてきた。つまり、信約の責務は、約束の責務と同じものと扱われてきたのである。たしかに、信約が責務を課すというホップズの記述のうちには、J・L・オースティンの『言語と行為』での議論をほうふとさせる箇所がある。そこをとらえて、ホップズの信約の議論をオースティン流の言語行為論と同一視する解釈もある。⁽¹²⁾しかしながら、この解釈をとる論者自身も指摘していることだが、いわゆる約束とい

う當みを成立させるような条件（オースティン流の遂行的発話に必要とされる慣習（convention⁽¹³⁾））は、自然状態ではそろわない（Lev. 1. 6, p. 39）。E・カーリーの言葉をかりれば、自然状態とは、個々の約束を遵守するという一般的の責務が先行して存在しない状態なのである。したがって、信約の責務の問題を考える上では、われわれの約束についての常識的な考えはいったん捨象する必要があるだろう。

以上の前提を踏まえて、もつとも広く知られているホップズの解釈にしたがえば、責務を守ることが自己利益にかなうから、というのがホップズの答えであるとされるだろう。これは、ホップズ自身がたしかに自己利益に訴えることと、信約履行の責務を正当化しようとしているようにとれる記述を行っていることからも、有力な解釈であるといえよう。たとえば、言葉による「拘束」は「その強さを、それ自身の本性からではなく（と いうのも、人間の言葉ほど容易に破棄されるものはないかい）、破棄による悪い帰結に対する恐怖から得て いる」（Lev. 1. 14, p. 93）。さらに、自己利益から締結した信約を破棄しようとする「愚か者」に対しても、長期的な自己利益に訴えて反論している（Lev. 1. 15, pp. 101-3）。

しかしながらこの解釈は、自然状態において責務遵守が自己利益につながるという前提なしには成立しない。そして、前節での議論の通り、自然状態ではそうしたつなぎを担保する存在はない。なぜならば、「破棄による悪い帰結」をもたら

す存在（主権者）は自然状態には存在していないからである。この正当化理論は、ホップズ自身が述べているにもかかわらず、失敗していることがあまりにも明らかである。

この点について、どのように考えるべきだろうか。この問題に対し M・ハーヴェイは「断固たる利己主義者を説得するのに、利己主義に訴える以外の手段を望むことができるだらうか」といつてある。本稿でも、この解釈を支持したい。すなわちホップズは、すべての人間が過度の利己主義者であるとは決して想定していないが（Lev. I. 13. p. 88）、過度の利己主義者らにも自身の結論に納得してもらおうとしているだけなのである。したがって、利己主義的な論調の議論は、ホップズの正当化の理論の本質ではなく、説得上のレトリックでしかないと考えるべきである。

3 正当化のための理論の検討

では、ホップズは責務をどのように正当化しようとしていたのか。ホップズのテキスト内で、前記の議論以外の正当化理論を見出すことは容易ではない。というのも、ホップズがはつきりとした仕方で述べているのは、前節で見た自己利益に訴える正当化理論であり、その理論ほどに明白に述べられている議論はないからである。

しかし、断片的ではあっても、別の正当化理論をホップズのテキストから読み取ることは不可能ではないのではないだろう

か。ホップズは、責務（以下では「義務（Duty）」）について、自己利益に訴えることなく次のように述べている。

〔契約や信約を結んだ〕人は、自分自身の自発的な行為を空虚なものとしてはならないということが、その人のなすべきことであり義務（Duty）である。そして、そのような妨害〔ここでは信約の破棄のこと〕は、権利を欠いて、そのため不正義であり、侵害である。……だから、侵害や不正義は、世間の論争に置いては、スコラ学者の論争において背理と呼ばれているものに似ている。というのも、「スコラ哲学においては」最初に主張したことに矛盾することが背理と呼ばれているのと同じように、世間では、最初に自発的に行つたことを、自発的に取り消すことが、不正義や侵害と呼ばれてくる（Lev. I. 14. p. 93）。

この部分でホップズは、自己利益以外の根拠から、責務が遵守されなければならない理由を述べている。このホップズの主張を、どのように解釈すべきだろうか。ホップズはよく知られているように、人間の意志と行為のプロセスに関して決定論的な考え方をとっている（Lev. 2. 31. pp. 146-7）自身がいったん意志を持つば（「いでは、信約を締結しようという意志を持つば」）、必然的にその信約を履行するという行為が帰結する。この箇所を「」のように解釈すると、たしかに責務の正当化の問題

は解消されやうにも思われぬ。

ところが、P・ライリーらが指摘するように、ホップズが全面的に決定論を採用しているとすると、責務を生み出すような行為は結局のところ、自己保存の欲求から必然的に帰結することになる。といふのも、ホップズは欲求と意志を同じものとみなしているので (Lev. I. 6, pp. 44-5), 意志は欲求の連鎖をたどれば自己保存という最初の欲求と連結していふことになるからである。ライリーは、こうしたホップズの決定論的な心理学は、道徳について有意義な倫理学を形成しえないとしているし、本稿での検討からも、自己保存（自己利益）に訴える正当化理論は、ホップズの自然状態論では成立しえない。

しかしながら、『リヴァイアサン』の道徳論部分で、ホップズが全面的に決定論を採用しているという從来の解釈には、疑惑を呈すべきである。なぜならば、ホップズは『リヴァイアサン』の本文中から、一六四〇年代の著作では明示的に表明していた信約遵守に関する決定論的な記述 (*The Elements of Law*, 1. 15, p. 84' *On the Citizen*, 2. 10, p. 36) を削除しているからである。この点に関する詳細な論証は紙幅の都合上省くが、ホップズは主著の段階にいたって、責務の問題に関して決定論的な考え方を放棄している可能性がある。

従来の先行研究では、この可能性は、ホップズ哲学の一貫性のなれを意味しているとされ、ホップズ批判の大きな根拠となってきた。しかしながら、いにしへ新しい、また道徳哲学

上も意義あるホップズ解釈が生み出される余地があるのでないだろか。では、この可能性のもとで、ホップズの責務に関する道徳論を再構成するとどうになるだろうか。ここで、本稿と同じ問題意識を共有しているわけではないが、従来の正当化理論とは異なる角度からホップズの責務の問題を考察しているP・ペティット [二〇〇八] を批判的に紹介することで、本稿の先にあるホップズ解釈を素描することに努めよう。

ペティットは、これまであまり検討されてこなかつた『リヴァイアサン』第一部、第一六章「人格 (Persons)」、本人 (Authors)、そして人格化された (Personated) ものにについての議論をひきながら、「言葉 (word)」という観点からホップズの責務の理論を再構成していく。この第一六章での議論によれば、人間は「言葉」の使用によって「人格」として行為する。それゆえ、人間は言葉の使用によって互いを「人格」として認めあうことになり、「人格化」された人間たちは、信約の言葉を破棄するような他者を、言葉の使用により、協働して罰することができる。このことから、責務が正当化されるとペティットはいう。

ペティットの解釈の難点は、自然状態における相互不信を、言葉によって解消可能なものと考えていることである。本稿で述べたように、その不信は根深いもので、人間全員を「威圧する」とのできる権力がない場合」つまり各人が平等な自然状態においては、人々は互いに協働することを喜ぶどころか、嘆

いて回避しようとする (Lev. 1. 13. p. 88)。」のような徹底した不信の状態では、ペティットの解釈がそのまま通用することは難しいように思われる。

しかしながら、人間の行為に関して決定論的な論調でホップズの持論が展開される『リヴァイアサン』第一部の中でも、決定論的な概念や議論がほとんど登場しない第一六章に着目するペティットの方向性は、示唆的なものであると評価できる。これまで、ライリーが行つたような批判からホップズを救い出すためには、「ティラー・ウォレンダー・テーゼ」のように有神論的な解釈をほどこすか、ホップズの道徳論を第一部の議論から完全に切り離しかないとされてきた。しかしながら、ペティットは、あくまで『リヴァイアサン』第一部のテキストからホップズを再構成してみせており、ペティットの手法は新しいホップズ解釈の端緒をひらいたものといえるだろう。

おわりに

本稿での議論をまとめておく。まず、本稿は責務、とりわけコモンウェルス設立の信約履行の責務に注目し、自然状態論を丁寧に分析した。そして、そこでの分析から、責務の源泉を自然法に求める従来の先行研究の不備を指摘し、信約締結行為そのものが源泉であるという解釈の妥当性を示した。その上で、責務の正当化についての問い合わせを取り上げ、ホップズを素朴な利

己主義者として描く」との問題を指摘した。こうした本稿での議論は、先行研究を責務の問題から整理し、批判的に検討したものとなつてゐる。

本稿の最後では、ついに進んで、自己利益に訴える正当化理論以外に、どのような責務の正当化が可能となるかについて、新しい解釈の可能性を指摘した。このような本稿の解釈は、ホップズ哲学の一貫性を否定するものとならざるをえないだろう。しかし、ホップズの決定論を採用することで、結果的にホップズに素朴な利己主義的道徳論を帰してしまい、ホップズの思想の変遷がもたらした彼の哲学の豊かさを逃してしまうことこそもまた、大きな問題となるだろう。本稿で示したホップズ解釈の方向性は、こういった問題を乗り越え、新しいホップズ道徳哲学の展開に寄与するものといえるだらう。

注

(1) ホップズの著作からの引用は、本文中に挿入し、次のようにして行なつてある。「法の原理」の引用は *The Elements of Law*, ed. by Gaskin, J. C. A., Oxford University Press,

1994. から行い、部、章番号、節番号、ページの順で示す。

『市民論』の引用は *On the Citizen*, eds. by Tuck, R. and Silverthorne, M., Cambridge University Press, 1998. から行い、章番号、節番号、ページ数の順で示す。『リヴァイアサン』の引用は *Leviathan*, ed. by Tuck, R., Cambridge University Press, 1996. から行い、引用箇所を示すやうな記

Lev ル論點」、一部、章番号、ページ数の順で示す。なお『「チャーチャン」の訳出について』は水田訳を、「市民論」の訳出については本田訳を適宜参照した。また、兩用中の傍点は原文イタリックを示し、……は中略があふることを示す。訳文中の〔 〕は筆者による挿入を意味している。ホッパズの著作以外の二次文献からの引用は注記で示す。

(∞) Nagel, T [1959] "Hobbes's Concept of Obligation", *The Philosophical Review*, vol. 68, pp. 68-83.

(∞) Taylor, A. E. [1938] "The Ethical Doctrine of Hobbes", *Philosophy*, vol. 13, No. 52, pp. 406-24., Warrender, H. [1957] *The Political Philosophy of Hobbes: His theory of Obligation*, Clarendon Press. 原書は Martinich, A. P. [1992] *The Two Gods of Leviathan: Thomas Hobbes on Religion and Politics*, Cambridge University Press. が積極的に解説されている。

(4) ホッパズの責務概念は、一九五一年の『チャーチャン』だけではなく、彼の一九四〇年代の著作、『法の原理』や『市民論』にも登場している。しかしながら、責務に関するキャラクターは大まかに変遷してきている。ホッパズの指摘 (ルルルゼ M. Klesselbach [2010], "Hobbes's Struggle with Contractual Obligation. On the Status of the Laws of Nature in Hobbes's Work", *Hobbes Studies*, vol. 23, pp. 105-23. など) によると、本稿では主要な考察は『チャーチャン』に限定して議論を進めた。また、前記の論考によると、ホッパズの考えが年代を経て変遷してきることを指摘し

ている点は、本稿と軌を一にしているけれども、との段階で、どのような変遷をしてくるかに関しては、本稿とはまったく異なる結論を出している（たとえば、ホッパズは最終的に自分の責務概念に「疑い」を持ち、「不満」を持っていて、としている）。なぜ、この点に関しては今回積極的に参考しないこととする。

(∞) いじりで簡潔に述べた内容は、森本沙織 [1]〇〇九 「ホッパズ道德哲学における自然法」「実践哲学研究」第三回、五二一六頁において詳述している。この解説は、自然状態には責務は存在しない（つまり、ホッパズには政治的責務しかなし）とする M. オークション (Oakshott, M. [1975] *Hobbes on Civil Association*, Indianapolis: Liberty Press, reprinted in 2000) や、自然状態の責務のモデル化へ譲り後の責務への断絶を主張する J. C. モア (Moore, S. [1971] "Hobbes on obligation, moral and political, part one: moral obligation", *Journal of the History of Philosophy*, vol. 9, pp. 43-62., [1972] "Hobbes on obligation, moral and political, part two: political obligation", *Journal of the History of Philosophy*, vol. 10, pp. 29-42.) の反論となる。

(∞) たとえば、『チャーチャン』第11編では、「設立によるキャラクター」の方が「獲得によるキャラクター」よりも先に論じられている。さらに、ホッパズは「獲得によるキャラクター」に限定して議論を進めた。また、前記の論考によると、ホッパズの論議において主権について論じる場合に、「設立によるキャラクター」とおける議論を基本としている

- (Lev. 2. 20. p. 139)。
- (7) エト、川の可能性を尊重するが、これはキャラクタ研究
上の論争の立場を支持しない。論争の立場は
争議や政治行動の上で、エトが影響を受けた。Curley, E.
[1989-90] “Reflections on Hobbes: recent work on his
moral and political philosophy”, *Journal of philosophical
research*, vol. 15, pp. 169-249., Murphy, M. C. [1994]
“Deviant Uses of “Obligation” in Hobbes’s Leviathan”,
History of Philosophy Quarterly, vol. 11, pp. 281-94.
- (8) 妻の挙げた論点が採用されました。
- (9) Nagel [1959] が心の迷路について書く。
- (10) Barry, B. [1968] “Warren and His Critics”, *Philoso-
phy*, vol. 43, pp. 117-37, Gauthier, D. P. [1969] *The Logic
of Leviathan: The Moral and Political Theory of Thomas
Hobbes*, The Clarendon Press.
- (11) ジュラの詳解本の翻訳本 [1100年] が翻訳されました。
- (12) Parry, G. [1967] “Performative Utterances and Obliga-
tion in Hobbes”, *The Philosophical Quarterly*, vol. 17, pp.
246-52.
- (13) Austin, J. L. [1962] *How to do things with words*,
Oxford University Press. (新訳)『順序と意味』坂本百大訳
(14) Curley [1989-90] p. 189.
- (15) Harvey, M. [2004] “Teasing a limited deontological
theory of morals out of Hobbes”, *The Philosophical
Forum*, vol. 15, p. 43.
- (16) Riley, P. [1982] *Will and Political Legitimacy: A Criti-
cal Exposition of Social Contract Theory in Hobbes, Locke,
Rousseau, Kant, and Hegel*, Harvard University Press, pp.
23-60
- (17) Pettit, P. [2008] *Made with Words: Hobbes on Language,
Mind, and Politics*, Princeton University Press, pp. 55-66.
- 付記：本稿は、科学研究費補助金（特別研究員選奨費）による
研究成果の一端である。
(准教授 研究科・京都大学)